

令和6年3月27日、内館茂盛岡市長が盛岡市いじめ再調査委員会の答申を受け盛岡市議会に報告します。その報告にあたり、当該事案の被害生徒の保護者として盛岡市議会に意見書を提出させていただきます。

当該事案の詳細についてはこの場で言及いたしません。本日盛岡市議会に訴えることは、盛岡市教育委員会をはじめとする盛岡市教育現場の腐敗であり、それを正せる立場にある内館盛岡市長の事なかれ主義です。その説明のため、既にご存じかと思いますが現在の教育制度について述べます。教育委員会は高度な独立性が認められている組織であり、そのトップである教育長には想像を絶する権限が与えられています。

① 教育公務員特例法第11条には「公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、・大学附置の学校以外の公立学校にあってはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が、・行う。」とあります。一般に地方公務員の採用は人事委員会が行う競争試験により行われますが、教育公務員の採用及び昇任は教育長が行う選考により行われ、更にその選考基準は設定されておりません。試験を行う場合もありますが、その実施に定められた基準はなく恣意的な運用も可能です。つまり全ての教職員の採用・昇任を教育長が独断で決定することも可能な制度です。

② 県費負担教職員制度があり市町村の教職員の給与は都道府県の負担となっています。そのため市町村立教職員の任免・分限・懲戒等の決定は都道府県により行われますが、その決定には市町村教育委員会からの非公開の申し出・内申を必要とします。内申がなければ懲戒権を持つ都道府県でも何もできません。すなわち市町村教育長の内申がなければ市町村教職員は懲戒されることは絶対にありません。事実上、市町村教育長が不祥事に対し懲戒しないことを決定できます。

この制度下では教育長が全教育公務員の採用・昇任・懲戒全ての生殺与奪権を握っていることになります。まともな教育が行われるか否かは教育長の素養次第です。教育長に職業的倫理観があればその独立性や独裁とも言える権限集中は豊かな教育をもたらすかもしれません。逆に倫理観の欠如した人間がその役職に就けば、組織の人間は教育長の顔色のみをうかがい、過ちを正せる人間はいなくなるでしょう。結果として子供達を見捨てることになろうとも組織の防衛を最優先するでしょう。本事案で隠蔽や改竄を図りまともな調査も行わずに形だけの再発防止策でよしとする盛岡市教育行政は、本事案の調査に教育委員会の外部取締役ともいえる教育委員に関与させず教育公務員である事務局のみで処理を図る盛岡市教育委員会は、間違いなく後者です。

その絶大な権限を持つ教育長に対して現制度下では誰が何をできるのか？1つは市長による教育長の任命権で、これには議会の承認を必要とします。2つめは、市長及び教育委員

会で構成される総合教育会議です。これは2011年に発生した大津市中2いじめ自殺事件をきっかけに新設された制度です。協議事項の1つに「児童・生徒等の生命・身体 の保護等緊急の場合に講ずべき措置」があり、教育に関する大綱を首長が策定するとされています。今回市長が市議会に報告する事案はいじめ「重大」事案であり、その中で警察が介入すべき傷害事件が発生しています。加害には生徒どころか教師も加担し、中学校・教育委員会が隠蔽に走り、御用機関と化した盛岡市いじめ調査委員会が事実を解明することなく収束を図った事案です。単なる1いじめ事案ではなく、隠し続けてきた盛岡市教育行政の根本からの腐敗がついに形となって噴出したものです。内館市長から、今後本事案に関して総合教育会議を開催する意向を伝えられましたので、私は法令に定められている関係者として意見聴取に応ずると提案しました。しかし内館市長は、総合教育会議の重要な資料である盛岡市いじめ再調査委員会からの答申を受ける前に、答申内容が明らかになる前に私の出席は求めないと断言しました。再調査委員会からの答申内容が不明な段階でなぜそのような決定ができるのでしょうか？また市長は3月22日に盛岡市いじめ再調査委員会から答申を受けていますが、答申を受ける前に、答申内容を知る前に3月27日に市議会に報告する日程が決められています。なぜ、その日程で報告できると思ったのか？最終的には盛岡市いじめ再調査委員会からの答申は98頁にも及ぶもので、当事者の私でさえその内容を理解できたかもしれないと感じるのに約1ヶ月を要した報告書です。わずか1週間足らずで何を理解できたのか？更に言えば、事案発生から再調査委員会答申まで5年を要した本事案の全容を最終答申後1週間足らずで何を理解したのか？盛岡市子ども未来部子ども青少年課杉田博信課長からのメールの一部です。「いじめ再調査委員会の答申以降の議会報告や総合教育会議開催などのスケジュール調整は、いじめ再調査報告書が確定してからとなり、市長がいじめ再調査報告書の内容を確認するのは、答申日以降となりますことを申し添えます。」この文面と市長の行動は明らかに矛盾しています。何故でしょうか？その理由は、私見ですが、どのような答申があろうが既に盛岡市長が出す結論は決まっているからだと思います。この姿勢は本事案に対して中学校に、教育委員会に、調査委員会に一貫して見られた事なかれ主義に他なりません。私が再調査委員会の答申内容に対して最後の異議を唱えたのは3月21日です。その異議に応ずることなく市長の市議会への報告の日程が決まっている。答申後の総合教育会議の出席者もほぼ決まっている。そして市長は被害者への説明もしないと私に公文書で伝えました。私の異議を無視して問題の幕引きを図る盛岡市長の姿勢からは市長就任時の、市民の声に耳を傾け先頭に立って汗をかくという決意表明の精神が微塵にも感じられません。

この教育委員会制度の問題は盛岡市に限ったことではなく、日本全国の問題です。繰り返しますが、幸いにして職業倫理を持つ教育長がいる自治体では豊かな、理想の教育が行われているかもしれません。しかし一度腐った組織と化せばそれを改める手段をほぼ持たない危険な制度です。それを目の当たりにした盛岡市は大きな声を上げるべきと考えます。それが真の再発防止策を生み、新たな被害者を出さない大きな第1歩と考えます。

私は、本事案を知って怒りをおぼえない者は、怒りを自分のものとできない者は教育現場から立ち去るべきだと思います。怒りをもって真の改革につなげられない者は教育現場から立ち去るべきだと思います。様々な境遇や能力の全ての人間の尊厳を尊重し、敬意と共に接する環境を作れない者は教育現場から立ち去るべきだと思います。例えどんな形でも人を侮辱する、故意に傷つけることを改められない者は教育現場から立ち去るべきだと思います。教育行政から立ち去るべきだと思います。市長も同様に、この腐敗の現状を改める気もなく、ただただ教育委員会や役人の陰に隠れているのならその職を辞するべきと考えます。

私は盛岡市議会を通して盛岡市民に、いじめに加担した教師が盛岡市外の岩手県内の学校に赴任していることから岩手県民に、教育委員会と盛岡市長には絶対に届かない声をここに上げます。

今の盛岡市・岩手県では、あなた方の子供や孫がまともな教育を受けられるかどうかは全くの運任せとなっています。住んでいる場所で通う学校はほぼ決まり、そこに他人に危害を加えても反省しない生徒がいたらまともな学校生活は送れません。この町では、教師は加害者に教育し矯正することはなく、被害者を我慢させ黙らせ卒業させれば終わりとしています。●●●●や●●●●●のような教師がいれば教師すら加害行為に加担します。この町の教育委員会は事実を隠蔽します。教育長が絶対的な権限を持ち、高度な独立性を持つ教育委員会には誰も、市長ですら手を出しません。何も解決されず、問題はただ先送りされ次の被害者がでるでしょう。そのうちに最悪の選択をしてしまう被害者がでるかもしれません。しかしこの町の教師・教育委員会職員は自分達の在任中でなければそれでいいのでしょうか。市長も自分の在任中に自死者が出なければそれでよしと思っているとしか思えません。そういう町で自分の子供や孫に教育を受けさせますか？この町は教育を受けるに値しない町です。

これを読み、一体何が起きているのかと思われた場合、質問状を送付していただければ全て回答いたします。あらゆる質問に回答いたしますし、議会への出席も拒みません。連絡は盛岡市議会事務局を通していただくようお願いいたします。

以下の文章は、上述した3月21日に盛岡市いじめ再調査委員会に送付した私の異議です。これに一切応じずに答申を受け、その報告を行うのが内館市長です。一体何を市議会に報告するのか？事実を追求し真の再発防止策作成への意欲を見せるのか？事なかれ主義に徹して事態の幕引きを図るのか？当日の市長の発言を聞かせていただきます。

なお下記異議の送付時には実名を記載していますが、今回は公表を原則とされている三上邦彦盛岡市いじめ調査委員会委員長以外の名は伏せさせていただきました。

調査報告書を読み現時点で思いつくことをお伝えします。

まず加害生徒に関しては捜査ではなく調査である以上は限界に近いと思います。息子から直接の聞き取りがない状況でよくここまで調査していただけたと思いますが、1点だけは譲れません。P51に「いじめを行った子どもの法的責任を特定するものではない」とあります。これには同意します。法的責任があるのであれば、それを特定するのは司法の役割であると認識しています。しかし

① ●●●●（加害生徒）が行った行為は、傷害の実行行為があること、傷害という結果が生じたこと、実行行為と結果との因果関係、故意があることから傷害罪の構成要件は満たしていると考えます。更に息子の受けた傷害は、皮膚欠損を伴う「挫創」です。間違いなく傷害罪として捜査されるべきものと考えます。

②刑事訴訟法 239 条 2 項には「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない。」とあります。中学校教員、教育委員会職員、更には特別職である盛岡市長を含む教育行政にかかわる盛岡市職員には公務員として告発義務があります。

③令和5年2月7日に文部科学省初等中等教育局長から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（4文科初第2121号）が出されています。この中には当然ですが暴行、傷害も含まれています。

以上から本事案のうちこの件については警察に告発すべきと考えます。もちろん再調査委員会や盛岡市が法的責任を特定する必要はありません。●●●●（加害生徒）の行為を法に従い、文部科学省の通知に従い、ただ告発し、法的責任の判断は司法に委ねればいいのです。告発の結果として捜査の必要はない、処分の必要はないと司法警察官が判断するのであればそれで済むことです。警察への告発をすべき、再調査委員会はそのまでは踏み込むべきと考えます。

2つめは●●●●（加害教師A）、●●●●（加害教師B）についてです。両者については、意図的かどうかはわかりませんが、触れられていない・軽く流している点があります。

●●●●（A）の暴言についてかなり踏み込んで記載されていますが、中学校の調査において調査に参加しないとされていた●●●●（A）が「調査を調整する立場」と詭弁を弄して1調査員ではなく、●●●●（副校長）と共に最終的に調査報告書をまとめる立場で参加し

ていた事実は重視されていません。これについては●●校長との面談時の音声記録を送付しましたが、●●校長は報告書完成後の説明の際に、その中の1部分について問われた時に●●●●(A)と●●●●(副校長)に直接電話をして確認していたことから明らかです。再調査委員会の調査時に何と言いつづかうが、●●●●(A)は自身の疑念についてあたかも第三者が調査したかのように装って報告書を作成したことは事実です。この人間の言うことに信頼性は皆無です。このことは伝えただろうか覚えていませんが●●●●(A)の人間性を物語るエピソードです。妻が息子を●●(部活動)の試合会場に送った後に●●●●(A)は息子にこう言っています。「外車かよ」。報告書P70にあります「ダメージがあると気が晴れる」という言葉が●●●●(A)の感想であると認定されていますが、その釈明である「疲弊している教諭に伝えることにより、何か次に進めると考えた」が意味不明です。当時は間違った考えを持っていたと言い、真摯に反省しているのならまだ救いはありますが、この期に及んで意味不明の釈明をする人間が今後改心するわけがありません。「疲弊している教諭」のために加害者を教育するのではなく危害を加え、被害者の憂さ晴らしをさせれば問題をやりすごせるという本音がこの人間にはあります。教師として、人間として失格です。こんな人間が子どもに何を教えるというのですか？

●●●●(B)に関してもかなり踏み込んで記載されていますが、息子の名誉のために言っておきます。息子は「絶対に寝ていない。」と話しています。そして●●●●(B)は息子に謝罪したということになっていますが、呼び出した息子に●●●●(B)はこう言っています。「君はふざけるのが嫌いなんだね」。授業中の●●●●(B)の言動は誤った、不適切などではありません。明らかに意図して発言しています。

教育委員会といじめ調査委員会に関しては、正直言ってコメントする気にもならないレベルです。無礼を承知で述べます。報告書を読んで正直最初に思ったことは、当方の訴えをあえて無視して何を守ろうとしているのかということです。盛岡市いじめ再調査委員会が真の中立性・独立性を持って、真実を追究する手段の限りを尽くし、全ての必要な対象の調査をし尽くし、得られた結果から真の問題点を明らかにし、二度と同様な事案を起こさない真の再発防止策ができたと自負できるのであれば、第三者委員会報告書格付け委員会の評価に耐えうる報告書が作成できたと判断されているのであれば、22日の答申を進めてください。私見を述べます。どんなに目を背けたくとも事実を、過ちも認め真正面から受け止めていないのであれば、そこから導かれた提言や再発防止策は無意味です。単なる問題の先送りにすぎません。卒業した生徒ではなく、未だに教育職に就いている人間の調査なのですから調査は比較的容易かと思いますが、それができないのであれば再調査委員会に求めるものはありません。答申後に再調査の結論として出された報告書を元にして盛岡市と、盛岡市教育委員会と議論を深めていけばいいと思っています。

1つだけ指摘しておきます。三上調査委員長は「執着」という発言を否定しているようですが、調査委員会の議事録に発言者不明ですが「執着」と発言記録があります。その会議の

日付の時点では、私は三上委員長以外の委員とは一切やりとりはしておりません。つまり「執着」された可能性がある人間は唯1人、三上邦彦のみです。発言する可能性があるのは三上邦彦のみです。

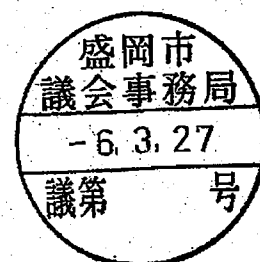
盛岡市におけるいじめ重大事案及びその調査への意見

令和 6 年 3 月 27 日

—追加—

前述したように内館盛岡市長は令和 6 年 3 月 22 日に盛岡市いじめ再調査委員会から答申を受けていますが、同日の日付で当方に 1 枚の公文書と共に「調査報告書」と盛岡市が作成した「調査報告の概要」を送付してきました。最終的に 102 頁（前日の意見書に書いた 98 頁というのは当方の誤りでした）に及ぶ調査報告書の概要を、答申を受けたその日のうちに完成させて郵送する。答申を受ける前に盛岡市の、盛岡市長の本事案における結論は決まっていた何よりの証拠ではないでしょうか？盛岡市いじめ再調査委員会の調査・結論が盛岡市・盛岡市長にとって結論を出すために不要なものだったか、再調査委員会が第 3 者性や中立性のない盛岡市・盛岡市長の御用機関であったとしか考えられません。

また上述したように、同封されていた 1 枚の公文書を添付します。内館盛岡市長は当方への説明を、これ 1 枚で終わらせるつもりですか？



5盛福子青第904号
令和6年3月22日

(黒塗り)

様

盛岡市長 内 館



いじめ再調査報告書等の送付について

このことについて、令和6年3月22日に盛岡市いじめ再調査委員会から答申がありました。いじめ重大事態に係る再調査報告書を別添のとおり送付します。

また、併せて、本再調査報告書を基に作成した本事案に係る公表用の概要版を送付しますので、御確認くださいようお願いいたします。

いじめにより被害に遭われた御子息様と保護者様に、心よりお詫び申し上げます。

今後におきましては、答申の内容を踏まえ、再発防止とともに、いじめの未然防止に尽力してまいります。

記

1 送付書類

- (1) 調査報告書（令和6年3月22日 盛岡市いじめ再調査委員会） 1部
- (2) 調査報告の概要（盛岡市） 1部

担当課（連絡先）

〒020-0884 盛岡市神明町3番29号
盛岡市いじめ再調査委員会事務局
（盛岡市子ども未来部子ども青少年課）
（担当）杉田 博信、福士 由岐洋

電話 019-613-8356

FAX 019-623-3516

E-mail : kodomo@city.morioka.iwate.jp

人の意見に耳を傾け、自分のやり方や考え方が正しいのかを常にチェックし続けるのは負担が大きい。それに比べて、他人の意見に耳を貸さず自分のやり方だけに固執するのは楽で簡単。そして楽で簡単なことのみを求めるのは怠け者である。耳を貸すと言いながら人の意見を無視し自分のやり方に固執する人間は、怠け者であるばかりではなく、卑怯者であり偽善者である。

議論は反対意見を持った人間同士がやってこそ意味がある。自分の反対意見に対峙した時、反対意見に賛同する人間と同等な知識を持って、反対意見に賛同する人間の考えをリスペクトして行う議論にこそ意味がある。私は教育行政に関して様々な法令等の知識を得ようと努めてきた。全ての人間に、その人間が怠け者であると確信できるまでは、リスペクトを持って接してきた。ただし初めて会ったその日に怠け者であると確信した人間は多々おり、1度も会わないうちに怠け者であり卑怯者であり偽善者であると確信した者すらいる。

人の意見に耳を貸さず、反対意見を封じ込めるやり方から何が得られるのか？何もない。単なる問題の先送りであり、新たな犠牲者を生むことでしかない。今回の件を通して盛岡市の教育行政の隠蔽主義・事なかれ主義はむしろ深刻化している。再調査が行われている真ただ中である令和5年12月に、いじめ事案に関して欠席日数の改竄を行っている。そこから、30日程度の欠席日数をもっていじめ重大事態と認定されることを隠蔽する意図しか感じられない。より巧妙な隠蔽、更なる事なかれ主義の徹底が今回の再調査を通じて得た盛岡市・盛岡市教育委員会の結論である。

最後に、これは本来再調査委員会に直接話すべきことであるが、総合教育会議を通じて伝えることを望む。多くの科学者がその研究や実験において陥る過ちがある。研究や実験の結果がどうなるか大体分かっている時、このような結果が出て欲しいと思っている時、望んだ結果が出るように作業を行ってしまう。時には計測器の目盛りを多めに読んだり少なめに読んだり、あるいはデータそのものを一部抹消したり。その結果、狙いに近い結果が得られたら満足してしまい、自分が根本的なミスを犯していたことに気づかない、気づかないふりをする。再調査委員会が出て欲しいと思っていた結論は何か？責任の所在を個人やシステムの運用に矮小化し、出すべき膿にまみれた教育委員会や盛岡市という組織に責任が及ばないようにすることではないのか？盛岡市いじめ調査委員会委員長の「執着」という発言が存在したことは私でも調べれば分かる。しかし再調査委員会は、盛岡市いじめ調査委員会委員長は執着という発言を否定した、で片付ける。このことは中学校教師が自分の発言をスクールカウンセラーに押しつけようとしたことをそのまま認めようとした盛岡市いじめ調査委員会の振るまいと何が違うのか？盛岡市いじめ「再」調査委員会には、盛岡市いじめ調査委員会同様に独立性・中立性・倫理性・誠実性・透明性はなく、今後同様の役割には二度と就かないことを心から願う。付け焼き刃の調査報告や再発防止策のツケは確実に未来への

負の遺産となる。実際に新たな被害者は既にうまれている。

以上の私見に対する反対意見には耳を傾けることを約束する。その場で、いじめ重大事態の再調査答申から何を得て、何を変えていくのか？総合教育会議でどのような結論を出すのか？責任者からの説明と議論の場を求める。繰り返すが、議論は反対意見を持った人間同士がやってこそ意味がある。